

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の規定により、次のとおり一般競争入札を実施する。

なお、この入札に係る調達契約は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約である。

また、この工事は、京都府電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）による電子入札対象案件である。

平成30年11月9日

京都府知事 西脇 隆俊

1 入札に付する事項

- (1) 工事名 木津川流域下水道洛南浄化センター建設工事（水処理施設）
(2) 工事番号 流30木津川社会資本第6001の52号の1の1
(3) 工事場所 八幡市八幡焼木1地内
(4) 工事概要 最初沈殿池 3水路
生物反応槽 6池×3水路
最終沈殿池 3水路
(5) 工事期間 工事開始日から平成33年3月25日まで
(工事開始期限日：平成31年5月9日）

この工事は「フレックス工期による契約方式の試行」対象工事であるため、落札者は、この公告に係る契約についての京都府議会の議決を得た日の翌日から工事開始期限日までの期間で工事開始日を選択することができる。

- (6) この工事は、工事施工上の技術提案を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価競争入札の試行工事である。
(7) この工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後V E方式の試行工事である。
(8) この工事は、府の「予定価格の事後公表の試行に係る事務取扱要領」に基づく予定価格の事後公表の試行工事である。
(9) この工事は、「低入札価格調査制度」を適用する。

2 契約条項を示す場所等

- (1) 契約条項を示す場所及び契約に関する事務を担当する組織の名称、所在地等
〒617-0836 長岡京市勝竜寺樋ノ口1

京都府流域下水道事務所総務室

電話番号 (075) 954-1877

ファクシミリ番号 (075) 955-2224

- (2) 入札説明書の配布等

ア 配布期間

平成30年11月9日（金）午前9時から平成30年11月27日（火）午後4時まで

イ 入手方法

(ア) 原則として、アの期間に、京都府入札情報公開システムの入札公告・入札情報からダウンロードすること。

(イ) やむを得ず窓口配布を希望する場合は、アの期間（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時（アの期間の最終日にあっては、午後4時）までに（1）の場所へ問い合わせの上、入手すること。

なお、窓口配布の場合は、この工事の入札参加要件を満たす者に限り有償で配布する。

- (3) 設計図書の閲覧等

ア 閲覧期間

平成30年11月9日（金）午前9時から平成31年1月16日（水）午後2時まで

イ 閲覧方法等

(ア) 閲覧設計図書（図面抜粋）については、京都府入札情報公開システムの入札公告・入札情報からダウンロードすることができる。

(イ) 閲覧設計図書の全部については、アの期間（日曜日、土曜日、祝日、平成30年

12月31日、平成31年1月2日、平成31年1月3日及び休日を除く。)の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで(アの期間の最終日にあっては、午後2時まで)に、(1)の場所で閲覧することができる。

なお、閲覧設計図書の全部の入手を希望する場合は、(1)の場所に事前に問い合わせること。

(ウ) 入札に必要と考えられる資料は、発注者が定めた範囲で提供し、それ以外の情報提供は行わない。入手を希望する場合は、(1)の場所に事前に問い合わせること。

3 入札に参加する者に必要な資格

特定建設工事共同企業体(以下「共同企業体」という。)であって、次に掲げる要件に該当するものであること。

(1) 共同企業体の要件

ア 構成員の数は3社とし、その内訳は(2)及び(3)の要件を満たす代表者、(2)及び(4)の要件を満たす構成員1並びに(2)及び(5)の要件を満たす構成員2であること。

イ 自主結成された共同企業体であること。

ウ 全ての構成員の出資比率が、20パーセント以上であること。

(2) 共同企業体の構成員が満たす要件

ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てをした者にあっては、更生計画の認可がなされていないもの又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てをした者にあっては、再生計画の認可がなされていないものでないこと。

ウ 6で定める一般競争入札参加資格確認申請書(以下「確認申請書」という。)の提出期間の最終日から開札日までの期間において、府の工事等契約に係る指名停止等の措置要領に基づく指名停止(以下「指名停止」という。)がなされていない者であること。

エ 確認申請書を提出するときまでに府税、消費税又は地方消費税を滞納していない者であること。

オ 確認申請書を提出するときまでに府が発注した建設工事に関する債務の履行を遅滞していない者であること。

カ 建設業法(昭和24年法律第100号)第3条の規定による土木工事業に係る特定建設業の許可を受けている者であること。

キ 確認申請書等を提出する時点において、健康保険、厚生年金及び雇用保険の全てに加入している者(法令の規定により適用を除外されている者を除く。)であること。

(3) 共同企業体代表者の要件

ア 経営事項審査(建設業法第27条の23第1項に規定する経営事項審査)のうち、審査基準日が確認申請書提出期間の初日以前1年7月以内のものであって、直近のもの(以下「対象経審」という。)における土木一式工事の総合評定値が1,250点以上の者であること。

イ 国、地方公共団体、地方公社、地方独立行政法人、日本下水道事業団又は公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(平成12年法律第127号)第2条第1項に規定する法人(以下「国、地方公共団体等」という。)が発注する工事で、平成15年度以降に完工した処理能力 $11,000\text{m}^3$ 以上の鉄筋コンクリート造の下水道水処理施設築造(補修、修繕、耐震を除く)工事の元請(元請とは、単体で受注したもの又は共同企業体で受注したもので出資比率が1を出資者数で除した割合の60パーセント以上のものに限る。以下同じ。)としての施工実績を有する者であること。

ウ 監理技術者又は主任技術者として、土木一式工事に係る監理技術者資格を有する自社と直接的かつ恒常的な雇用関係のある技術者を工事現場に専任で配置することができる者であること。

なお、配置する技術者は、国、地方公共団体等が発注する工事で、平成15年度以

後に完工した鉄筋コンクリート造の下水道水処理施設築造（補修、修繕、耐震を除く）工事の元請の技術者として従事した経験を有すること。

エ 出資比率が、構成員中最大の者であること。

オ この工事の建設発生土については、一般財団法人城陽山砂利採取地整備公社に搬入すること（指定処分）としており、同公社から受入停止措置を受けている者は、共同企業体の代表者になることができない。

(4) 共同企業体のその他の構成員1の要件

ア 対象経審における土木一式工事の総合評定値が1,050点以上の者であること。

イ 国、地方公共団体等が発注する工事で、平成15年度以降に完工した、下水道施設、下水道類似施設（地域し尿処理施設、集落排水施設等）、上水道施設、工業用水道施設の現場打ち鉄筋コンクリート造の水槽構造物（補修、修繕、耐震を除く）工事の元請としての施工実績を有する者であること。

ウ 我が国に主たる営業所を有する者の施工実績にあっては、国、地方公共団体等が発注した工事で京都府域内におけるものとする。

エ 主任技術者として、土木一式工事に係る監理技術者資格又は主任技術者資格（国家資格に限る。）を有する自社と直接的かつ恒常的な雇用関係のある技術者を工事現場に専任で配置することができる者であること。

(5) 共同企業体のその他の構成員2の要件

ア 対象経審における土木一式工事の総合評定値が950点以上の者であること。

イ 主任技術者として、土木一式工事に係る監理技術者資格又は主任技術者資格（国家資格に限る。）を有する自社と直接的かつ恒常的な雇用関係のある技術者を工事現場に専任で配置できる者であること。

(6) 5で定める総合評価競争入札の実施に当たり必要な事項（以下「総合評価に関する事項」という。）に係る資料に不備又は不足がなく、かつ、その内容が適正であること。

(7) 共同企業体の協定方式

協定書は、平成17年6月1日付け7指第216号京都府土木建築部長通知に基づく「特定建設工事共同企業体協定書（甲型）」によること。

4 入札参加に関する事項

入札に参加を希望する者は、入札説明書において示す一般競争入札参加資格確認資料（以下「資格確認資料」という。）及び確認申請書を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。ただし、府の平成30年度建設工事競争入札参加資格を有する者は、(8)から(12)までに掲げる書類の提出を省略することができる。

(1) 同種工事の施工実績調書

(2) 配置予定技術者調書

(3) 対象経審に係る結果通知書の写し

(4) 特定建設工事共同企業体協定書（甲型）の写し

(5) 特定建設工事共同企業体委任状の写し

(6) 低入札価格調査対象工事における連絡先報告票

(7) 業態調書

(8) 建設業許可証明書の写し

(9) 府税の納税証明書の写し又は滞納がないことを示す書類

(10) 申請者が法人である場合は、商業登記事項証明書の写し

(11) 営業所一覧表

(12) 消費税及び地方消費税の納税証明書の写し又は滞納がないことを示す書類

5 総合評価に関する事項

(1) 総合評価の方法

この工事の総合評価については、標準点（100点）に地域貢献及び技術力の評価（以下「技術評価」という。）における評価項目ごとの得点の合計点である加算点（15点）を加えたものを、当該入札者の入札金額で除して得た評価値（以下「評価値」という。）をもって行うものとする。

(2) 提出資料

入札に参加を希望する者は、入札説明書において示す技術評価を行うために必要な資料

(以下「技術資料」という。) 及び総合評価に関する技術資料提出書を提出し、内容の確認を受けなければならない。

ア 技術提案書

地域貢献及び技術力についてその内容を示した技術提案を技術提案書として作成すること。

イ 総合評価に関する技術資料のヒアリング連絡先報告票

(3) 評価内容の担保

採用された技術提案（府との協議により、採用された技術提案と同等以上と認められる新たな提案がなされ、これに基づく施工を府が認めた場合を含む。）の内容が、受注者の責めにより満足することができない場合は、次のとおり取り扱う。

ア 工事成績評定点の減点措置

イ 違約金の徴収

(4) その他

総合評価に関する事項の詳細については、入札説明書による。

6 入札参加資格及び総合評価に係る技術資料の確認

(1) 提出期間

平成30年11月26日（月）午前9時から午後6時まで及び平成30年11月27日（火）午前9時から午後4時まで

(2) 提出方法

ア 入札参加資格の確認

資格確認資料等を(1)の期間内に提出すること。

なお、電子入札システムによりがたい者は、発注者の承諾を得て例外的に、紙入札方式によることができる。

また、提出した書類に関し契約担当者から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(ア) 電子入札システムにより入札に参加する者（以下「電子入札者」という。）は、

(1)の期間内に電子入札システムにより確認申請書及び資格確認資料を提出すること。

なお、資格確認資料の容量が総量で2メガバイトを超える場合又は資格確認資料に正本が必要な場合は、資格確認資料の全部を、2の(1)の場所に持参((1)の期間内（正午から午後1時まで及び午後5時から午後6時までを除く。）)又は郵送((1)の期間内に必着させるとともに、郵便書留等の配達記録が残る方法を利用するものに限る。)により提出するとともに、電子入札システムにより提出する確認申請書に資格確認資料を別送する旨の表示、別送する書類の目録、別送する書類のページ数及び発送年月日（郵送の場合に限る。）を記載したファイルを添付すること。

(イ) やむを得ず、発注者の承諾を得て紙入札方式により入札に参加する者（以下「紙入札者」という。）は、確認申請書及び資格確認資料の各1部を、2の(1)の場所に持参((1)の期間内（正午から午後1時まで及び午後5時から午後6時までを除く。）)又は郵送((1)の期間内に必着させるとともに、郵便書留等の配達記録が残る方法を利用するものに限る。)により提出すること。

イ 総合評価に関する技術資料の確認

技術資料を、書面及び予めウイルスチェックを施したCD-Rによる電子データで各1部を、2の(1)の場所に持参((1)の期間内（正午から午後1時まで及び午後5時から午後6時までを除く。）)又は郵送((1)の期間内に必着させるとともに、郵便書留等の配達記録が残る方法を利用するものに限る。)により提出すること。

なお、期限までに技術資料を提出しない者及び技術資料が適正でない者は、この入札に参加することができない。

(3) 総合評価に関するヒアリングの実施

総合評価に関して配置予定技術者のヒアリングを実施する。

ア 日時及び場所

ヒアリング日時及び場所について、平成30年11月30日（金）を予定しており、各入札参加者ごとに別途通知する。

- イ 出席者
共同企業体の全ての構成員が配置を予定している全ての技術者
- ウ 出席に係る費用
入札参加者の負担とする。

- (4) その他
 - ア 確認申請書、資格確認資料、技術資料の作成等に要する費用は、申請者の負担とし、提出された書類等は、返却しない。
 - イ 提出された書類等は、この入札以外の目的に使用することはない。

7 入札参加資格確認通知及び総合評価に関する技術提案の採否通知

- (1) 入札参加資格確認通知
 - 入札参加資格を有することを確認した者には、一般競争入札参加資格確認通知を行う。
なお、この入札参加資格の確認は、一般競争入札参加資格確認により、建設業者としての資格についての確認を行い、資格の有無を審査するものであり、配置予定技術者調書と確認資料による詳細な審査は落札決定後に行う。
- (2) 総合評価に関する技術提案の採否通知
 - 技術資料の内容を確認した者には、技術提案の採否の審査結果通知を行う。

8 入札手続等

- (1) 入札期間及び開札の日時等
 - ア 入札期間
平成31年1月15日（火）午前9時から午後6時まで及び平成31年1月16日（水）午前9時から午後2時まで
 - イ 開札日時
平成31年1月21日（月）午前10時
 - ウ 郵送による場合の入札書の受領期限、提出先等
 - （ア）受領期限
平成31年1月16日（火）午後2時
 - （イ）提出先
〒617-0836 長岡京市勝竜寺樋ノ口1
京都府流域下水道事務所
 - （ウ）その他
郵送による場合の入札書の提出方法は、入札説明書において指定する。
 - エ 予定価格に係る質疑及び再度入札に係る開札の日時の変更等については、入札説明書において指定する。
- (2) 入札の方法
 - ア 電子入札者は、(1)のアの期間内に電子入札システムにより入札書及び工事費内訳書を提出すること。
なお、工事費内訳書の容量が総量で2メガバイトを超える場合は、(1)のウの(イ)の提出先に持参((1)のアの期間内(正午から午後1時まで及び午後5時から午後6時までを除く。))又は郵送((1)のウの(ア)の受領期限までに必着させるとともに、郵便書留等の配達記録が残る方法を利用するものに限る。)により提出するとともに、入札書に工事費内訳書を別送する旨の表示、別送する書類の目録、別送する書類のページ数及び発送年月日(郵送の場合に限る。)を記載したファイルを添付すること。
 - イ 紙入札者は、入札書及び工事費内訳書を(1)のウの(イ)の提出先に持参((1)のアの期間内(正午から午後1時まで及び午後5時から午後6時までを除く。))又は郵送((1)のウの(ア)の受領期限までに必着させるとともに、郵便書留等の配達記録が残る方法を利用するものに限る。)により提出すること。ただし、再度入札を行う場合は、工事費内訳書の持参又は郵送は要しない。
- (3) 入札書に記載する金額
 - 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に

相当する金額を入札書に記載すること。

(4) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- ア 3に掲げる資格のない者の行った入札
- イ 確認申請書又は資格確認資料を提出しなかった者の行った入札
- ウ 確認申請書又は資格確認資料に虚偽の記載をした者の行った入札
- エ 同じ入札に2以上の入札（他人の代理人としての入札及び他人のICカードを使用しての入札を含む。）をした者の行った入札
- オ 他人のICカードを不正に取得し、名義人になりますまで入札に参加した者の行った入札
- カ 代表者が変更になっているにもかかわらず、変更前の代表者のICカードを使用して入札に参加した者の行った入札
- キ その他不正の目的を持ってICカードを使用した者の行った入札
- ク 入札に関し、不正の利益を得るための連合その他の不正行為をした者又はその疑いのある者の行った入札
- ケ 入札参加資格確認後、指名停止措置を受けて開札時点において指名停止期間中である者、指名停止期間中である構成員を含む共同企業体等、開札時点において入札に参加する者に必要な資格のない者の行った入札
- コ 金額を訂正した又は金額を特定することができない入札書で入札した者の行った入札
- サ 氏名、印鑑（電子署名を含む。）若しくは重要な文字が誤脱又は不明瞭のため、入札参加者あるいは対象案件が特定することができない入札書（封筒を含む。）で入札した者の行った入札
- シ 開札の日時において有効な工事費内訳書を提出していない者の行った入札（再度入札の場合を除く。）
- ス 他人の氏名又は他の商号が記載された内訳書を提示し、又は提出した者の行った入札
- セ 入札金額と異なる内訳書の合計金額（消費税及び地方消費税相当額を含まない額）を提示、又は提出した者の行った入札
- ソ 低入札価格調査に協力しない者の行った入札
- タ 開札日において有効な対象経審の結果通知のない者の行った入札
- チ 技術者の専任を入札に参加する者に必要な資格としている工事において、入札を辞退すべき入札に入札書を提出した者の行った入札

(5) 入札の辞退

入札に参加できない事情がある場合には、入札書の提出期限まで（ただし、入札書を提出する場合は、紙入札者にあっては入札書を持参する場合は持参するまで、郵送する場合は入札書が（1）のウの（イ）の提出先に到着するまで、電子入札の場合は入札書を提出するまで）は、入札を辞退することができる。

この場合、紙入札者にあっては、入札辞退届を提出しなければならない。

なお、発注者が必要があると認めて指示をした場合は、電子入札者及び紙入札者は具体的な理由を記載した入札辞退届を提出しなければならない。

このとき、正当な理由なく入札を辞退した場合は、京都府の指名停止措置を行うことがある。

(6) 落札者の決定方法

ア 京都府会計規則（昭和52年京都府規則第6号。以下「規則」という。）第145条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で評価値が最も高い者を落札者とする。

ただし、この入札は、低入札価格調査制度を適用するため、調査基準価格未満の入札がある場合は、低入札価格調査の結果、次の全てを満足する者のうち、評価値が最も高い者を落札者とする。

（ア）入札価格が予定価格の制限の範囲内の価格であること。

（イ）契約内容に適合した履行がなされないと認められること。

イ 評価値が最も高い者が2人以上あるときは、電子入札システムにおけるくじ機能を用いたくじにより落札者を決定するものとする。

ウ 低入札価格調査に伴い開札後落札決定を保留する場合において、保留期間中に京

都府の指名停止措置を受けた構成員を含む共同企業体の行った入札は無効とする。

- (7) 契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。
- (8) 契約書作成の要否
要する。

9 入札保証金 免除する。

10 違約金

落札者が契約を締結しないときは、落札金額の100分の5相当額の違約金を徴収する。京都府暴力団排除条例（平成22年京都府条例第23号）第13条第5項の規定による誓約書を発注者が指定する日までに提出しないため契約しない場合、調査基準価格未満で契約する工事にあって補助技術者を配置しない場合、配置予定技術者調書に記載された技術者を配置しない場合又は技術者が資格要件若しくは専任要件を満たさないことが判明した場合も、同様とする。

11 契約保証金

落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を、契約締結と同時に納入しなければならない。この場合において、銀行その他契約担当者が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

12 契約手続

- (1) 落札者の決定後、7日以内に、京都府入札情報公開システムの入札公告・入札情報に添付されている工事請負契約書に基づく仮契約書を作成すること。
- (2) この公告に係る契約の締結については、仮契約締結後、京都府議会の議決を要するものである。
- (3) 落札決定後、仮契約を締結するまでに落札者（共同企業体が落札者である場合は、当該共同企業体及び各構成員）が指名停止措置等に該当する行為を行ったときは、当該落札決定を取り消すことがある。
- (4) 仮契約の当事者が仮契約締結後、京都府議会の議決を得る日までに指名停止措置等に該当する行為を行ったときは、当該仮契約を解除することがある。

13 その他

- (1) 1から12までに定めるもののほか、規則の定めるところによる。
- (2) 詳細は、入札説明書による。
- (3) この公告に係る調達に関し、政府調達に関する苦情の処理手続要綱（平成8年京都府告示第485号）に基づく苦情申立てがあったときは、契約を締結しないこと又は契約の執行を停止し、若しくは契約を解除することがある。
- (4) 調査基準価格を下回った入札を行った旨の連絡を2の(1)の組織から受けた者は、低入札価格調査に協力することとする。

また、落札者は、契約締結後においても、検査時その他の時に低入札価格調査における提出資料の適正な履行を確認する資料の提出を府から求められた場合は、協力することとする。

- (5) 落札者は、配置予定技術者調書に記載した配置予定技術者を当該工事に配置することとする。

なお、契約日から工事開始までの期間は、主任技術者又は監理技術者及び現場代理人を配置することを要しない。

- (6) 低入札価格調査を経て調査基準価格未満で契約する工事においては、次の措置を行う。
 - ア 工事現場の安全管理や下請業者の技術指導充実のため、監理技術者又は主任技術者に加え、補助技術者として同等の資格を有する者を各構成員から1名ずつ専任配

置することとする。

なお、補助技術者は、3の(3)のウに示す技術者としての経験を求める。

また、補助技術者は、現場代理人と兼任することはできない。

イ 各年度の出来高予定額の10分の4以内としている前払金割合を、各年度の出来高予定額の10分の2以内とすること。

(7) 落札者は契約までに、京都府議会の議決を得た日の翌日から工事開始期限日（平成31年5月9日）までの期間内で工事開始日を選択し、工事開始日通知書により通知すること。

(8) (4)の協力をしないとき又は(5)若しくは(6)のアの遵守違反が確認されたときは、指名停止措置を行うことがある。

14 Tender Summary

(1) Main content of construction contract:

Construction work on Rakunan Purification Center's water treatment facility of Kizu River Basin Regional Sewerage System

(2) Period for bid notification by online Kyoto bid information disclosure system:
9:00 a.m. on Friday, November 9th to 4:00 p.m. on Tuesday, November 27th, 2018

(3) Bid period:
9:00 a.m. to 6:00 p.m. on Tuesday, January 15th, 2019 and
9:00 a.m. to 2:00 p.m. on Wednesday, January 16th, 2019

(4) Bids will be opened:
10:00 a.m. on Monday, January 21st, 2019

(5) For further information, please contact:
General Affairs Division, Kyoto Prefectural Regional Sewerage Office
1, Hinokuchi, Shoryuji, Nagaokakyo City, Kyoto 617-0836, Japan
TEL: (075)954-1877